答　　申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成２９年６月１日付けで行った別紙１物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る固定資産税等賦課処分（内容は別紙２処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第３　請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件道路形態部分を非課税としなかった点において、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

平成２８年６月２０日に、本件土地の本件道路形態部分について、非課税申告書を提出したにもかかわらず、本件処分において、本件道路形態部分が課税対象となっている。処分庁担当者に質問したところ、本件道路形態部分が駐車場として利用されているためである旨の回答を受けた。しかし、そのような事実はなく、敷

地内に駐車場スペースは十分に確保されている。たしかに、私道に車を停めることは頻繁にあった。もしも、私道の駐車場利用が疑われると、私道が非課税にならない可能性があることを請求人が知っていれば、長時間、本件道路形態部分に車を停めることはなかった。処分庁担当者は、直接電話で連絡するか、配達証明付きで、告知すべきであって、虚偽の主張により審査請求人を陥れようとする処分庁の悪意すら疑わざるを得ない。

第４　審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５　調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年　月　日	審　議　経　過
平成２９年１０月１８日	諮問
平成２９年１１月２０日	審議（第１５回第４部会）
平成２９年１２月１９日	審議（第１６回第４部会）

第６　審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１　法令等の定め

⑴　法３４８条２項５号は、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課すことができない旨規定している（法７０２条の２第２項の規定により、都市計画税についても同様である。）。

⑵　法３５９条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の１月１日を賦課期日（固定資産税等に関する課税客体、納税義務者、非課税の範囲、課税標準等の課税要件を確定される基準となる日）とする旨規定する（法７０２条の６の規定により、都市計画税についても同様である。）。

⑶　東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（平成２８年１月２９日付２７主資固第２４３号主税局長通達）により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」（以下「事務提要」という。）によるものとされているところ、事務提要によると「公共の用に供する道路」とは、「原則として道路法にいう道路（高速自動車国道、一般国道、都道、区道）をいうが、その他のものであっても、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、（略）条件に全て該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含める」ものとされている（事務提要第２章第４節第２・１２・⑴）。

⑷　また、事務提要において、「公共の用に供する道路」として、法３４８条２項５号の非課税の要件（以下「道路非課税要件」という。）を定める部分は、別紙3のとおりである。

⑸　上記事務提要は、東京都における固定資産税等の課税事務運営に当たり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図り、能率的にして統制ある事務処理を期するため、処理要領を示したもの（第１章第１節１）であって、別紙3に記載した事務提要における道路非課税の適用要件に係る規定は、法３４８条２項５号及び７０２条の２第２項の解釈運用指針として、合理性を認めることができるものである。

2　本件についての検討

平成２９年１月１日の賦課期日（以下「本件賦課期日」という。）現在において、本件道路形態部分は、建築基準法４２条２項の規定により設けられた拡幅部分である。

そこで、事務提要第２章第４節第２・１２・⑵・イに照らし、本件道路形態部分が「道路の効用を果たしている」か検討すると、本件賦課期日の前後において、本件道路形態部分には、請求人利用の自動車がたびたび置かれているのであり、自動車の常態的な定置場となっていると評価しうる。また、審査請求書にも「たしかに、私道に車を停めることは頻繁にあった」との記載がある。

これらの事情からすれば、本件処分において、請求人が、本件道路形態部分を私的財産として利用し、公共性を排除している実態があると認め、「道路の効用を果たしている」とはいえないとした処分庁の判断に合理性が認められる。

したがって、法３４８条２項５号にいう「公共の用に供する道路」に該当しないとし、本件道路形態部分に道路非課税を適用せずに固定資産税等を賦課した本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点はない。

３　請求人の主張（第３）についての検討

⑴　駐車場スペースが確保されているとの主張

請求人は「平成２８年６月２０日に、本件土地の本件道路形態部分について、非課税申告書を提出したにもかかわらず、本件処分において、本件道路形態部分が課税対象となっている。処分庁担当者に質問したところ、本件道路形態部分が駐車場として利用されているためである旨の回答を受けた。しかし、そのような事実はなく、敷地内に駐車場スペースは十分に確保されている。たしかに、私道に車を停めることは頻繁にあった。」とする。

この点について、法３４８条２項５号が、私人が所有する土

地であっても「公共の用に供する道路」について、固定資産税を非課税と規定している趣旨は、固定資産税は、固定資産の所有の事実に着目してその所有者に課される財産税としての性質を有するものであることから、それが「公共の用に供する道路」として利用され、所有者の私的財産としての利用ができない状況にあるような場合にまで、財産税である固定資産税を賦課徴収するのは適当ではないからであると解される（都市計画税についても同様と解される。）。

そして、事務提要においても、この趣旨に基づいて「公共の用に供する道路」の定義の中に、所有者において「何らの制約も設けず、広く不特定多数人の利用に供されている道路」を含めているものと考えられる（上記１・⑶）。

そうすると、法の趣旨及び定義に照らしてみても、本件道路形態部分に、請求人の利用する自動車が常態的に置かれている以上は、本件道路形態部分は所有者の私的財産として利用されており、広く不特定多数人の利用に供している状況にはないのであって、さらに「専ら通行のために使用されている土地」（別紙３　事務提要第２章第４節第２・１２・⑵・ア）とも認められないから、固定資産税等を賦課することが妥当である。また、上記法の趣旨及び定義からすれば、請求人が敷地内に駐車場スペースを十分に確保しているか否かは道路非課税要件の該当性を検討する上で関係がないものといえる。

したがって、請求人の上記主張には理由が認められない。

⑵　処分庁担当者による説明不足があったとの主張

請求人は「もしも、私道の駐車場利用が疑われると、私道が非課税にならない可能性があることを請求人が知っていれば、長時間、本件道路形態部分に車を停めることはなかった。処分庁担当者は、直接電話で連絡するか、配達証明付きで、告知す

べきであって、虚偽の主張により審査請求人を陥れようとする処分庁の悪意すら疑わざるを得ない。」とする。

しかし、処分庁担当者が、請求人に対して、説明したか否かという事情については道路非課税要件の該当性を検討する上で、関係がないものであり、上記２のとおり、本件処分は、法令及び通知に則って適正になされている以上は、違法又は不当を認めることはできず、請求人の主張に理由はない。

４　請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙１から別紙３まで（略）